

システム標準化に伴うデータ連携機能構築業務基本仕様書

1. 業務名称

システム標準化に伴うデータ連携機能構築

2. 目的

本業務は、システム標準化に伴い現行の連携が不可能となるシステム間のデータ連携に対応するため、連携データの変換等を行うための連携機能の構築を目的とする。

3. 業務内容

(1) 構築すべき機能

以下の業務を毎日自動で実施可能とする仕組みを構築すること。

データ取得：毎日午後 11 時に当市が指定するフォルダに保存される個人住民税システム（日立システムズ社 ADWORLD）から出力される連携用データを取得する。

データ変換：取得したデータのレイアウトを、コンビニ交付システム（富士通 Japan 社 MICJET コンビニ交付）が受け入れ可能なレイアウトに変換する。

データ保存：変換後のデータを、毎日午前 4 時までに当市が指定するフォルダに保存する。

(2) データ形式

変換前：可変長 CSV（CSV ヘッダなし）

変換後：可変長 CSV（CSV ヘッダ付き）

4. 本業務の実施にかかる条件

(1) 実装方法

本業務の実施にあたり、RPA 等のツールが必要な場合は、本契約の範囲内で受託者が用意すること。

ただし、RPA ツールが必要な場合には、当市がアカウントを保有している RPA ツール「WinActor (NTT アドバンステクノロジー社)」であれば、当市のアカウントを利用可能とする。WinActor 以外のツールを利用する場合は、受託者が運用開始から 1 年間有効なライセンスを準備するものとする。

(2) 実装後の保守について

本業務により実装された仕組みについては、構築後の継続的な保守委託を実施しない。ただし、(1) で採用するツールのライセンス料等のランニングコストが発生することは問題ない。

ただし、法改正対応等により、本業務の実施の前提となるシステムのデータレイアウトが変更となる場合には、スポット保守（改修）を依頼する可能性がある。

(3) 開発・運用環境

当市が用意する仮想サーバ (Windows Server2022) 上で実装可能であること。

5. 契約期間

2025 年 8 月 1 日から 2026 年 1 月 31 日まで（予定）

ただし、2026 年 1 月 13 日 (火) から稼働する標準システムからのデータ変換に対応する必要があるため、それまでに関係するシステム構築事業者とのテストを経た上で実装することとする。

6. 納品物

(1) 業務遂行体制及び緊急時の対応体制

- (2) 本業務の実施計画（スケジュール等）
- (3) 「3. 業務内容詳細」に記載のある業務を実現するために実装したツール等
- (4) (3) の構築内容がわかるもの
（設定情報、ツールのアカウント、ライセンス情報等）
- (5) 業務完了届

なお、(1) 及び (2) については、契約後 1 週間以内に、その他については業務完了後速やかに提出するものとする。

7. 納品場所

一宮市役所本庁舎 5 階 総務部情報システム課

8. その他

- (1) この基本仕様書に定めるもののほか事業の詳細については、受託者の企画提案書のとおりとする。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や記載のない事項については、当市と受託者による協議の上、決定するものとする。
- (3) 当市は、本業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供を支障のない範囲で協力するものとする。
- (4) 本業務に係る監査等が行われる際、受託者は当市の指示の下協力すること。
- (5) 成果物については、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (6) 受託者は、事業完了後 5 年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、甲の求めに応じて何時でも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (7) 本業務に関して、当市から提供した資料の一切を、当市の許可なく、本業務の従事者以外に開示、提供してはならない。